

75歳以上の
全員が加入

後期高齢者医療制度4月スタート

後期高齢者医療制度とは

これまで75歳（一定の障害の状態にある人は65歳）以上の人は、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら「老人保健制度」で医療給付を受けていましたが、平成20年4月からは新たに創設される「後期高齢者医療制度」により医療給付を受けられることとなります。

被保険者

広島県後期高齢者医療広域連合（県内全市町が加入）

被保険者（対象者）

75歳以上の人

65歳以上75歳未満の一定の障害のある人

保険料

被保険者の一人一人が保険料を納めます。

保険料の納付

保険料は原則として年金から天引き（特別徴収）されます。ただし、年金額が年額18万円未満の人や介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える人については、納付書や口座振替により個別に納めていただきます（普通徴収）。

保険料の金額は、特別徴収の人は4月（仮徴収分）と10月（本徴収分）に、普通徴収の人は7月にお知らせします。

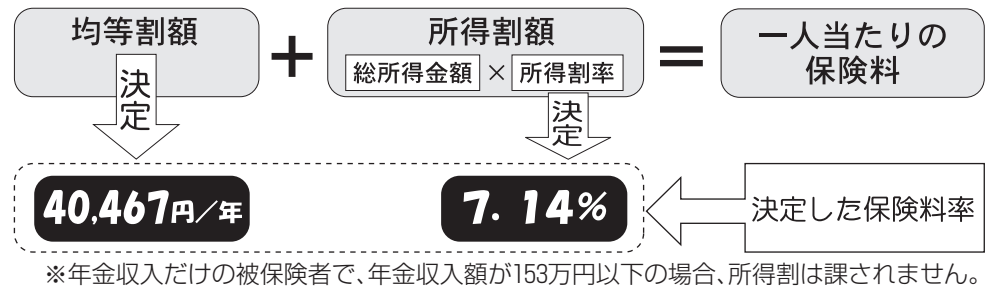
被保険者証は3月末日までに、広島県後期高齢者医療広域連合から被保険者一人一枚ずつ郵送されます。

保険料率が決まりました

被保険者が納める保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

このたび、個人の保険料を算定するための「保険料率」（均等割額と所得割率）が決まりました。

1. 保険料の決まり方



一人当たりの保険料

【広島県平均】年額66,900円（月額5,575円）
【庄原市平均】年額41,312円（月額3,442円）

2. 所得の低い世帯の被保険者は、均等割が軽減されます。

世帯の総所得金額（被保険者と世帯主の所得の合計額）	均等割額
『33万円』未満の場合	7割軽減 (12,140円/年)
『33万円+24.5万円×※世帯の被保険者数』未満の場合 ※被保険者が世帯主の場合は世帯主である被保険者を除いた数となります。	5割軽減 (20,233円/年)
『33万円+35万円×世帯の被保険者数』未満の場合	2割軽減 (32,373円/年)

※1. 公的年金受給者のうち、公的年金等控除後の所得から、さらに15万円を控除して計算します。なお、基準となる額は、税制改正などにより今後変更される場合があります。

保健医療課医療係
☎0824-73-1155

3. 年金収入のみの場合の保険料額の具体例 〔単身世帯の場合〕

年金収入	均等割額	所得割額	年額保険料
153万円以下	12,140円	0円	12,140円
200万円	32,373円	33,558円	65,931円
250万円	40,467円	69,258円	109,725円

※上記表中の均等割額は軽減後の金額です。

〔被保険者2人世帯の場合〕

	年金収入	均等割額	所得割額	年額保険料
■世帯主	153万円	12,140円	0円	12,140円
世帯員	79万円	12,140円	0円	12,140円
■世帯主	180万円	20,233円	19,278円	39,511円
世帯員	79万円	20,233円	0円	20,233円
■世帯主	200万円	32,373円	33,558円	65,931円
世帯員	79万円	32,373円	0円	32,373円

※世帯員の年金収入「79万円」は老齢基礎年金の満額で設定しています。

4. 制度加入直前に健康保険組合等の被扶養者だった人には、期間限定の軽減措置があります。

期 間	保険料の負担	
	均等割額	所得割額
平成20年4月から平成20年9月まで	負担なし	負担なし
平成20年10月から平成21年3月まで	2,024円/年	負担なし
平成21年4月から平成22年3月まで	20,234円/年	負担なし
平成22年4月から	40,467円/年 (全額負担)	所得に応じて負担

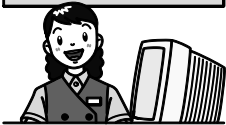
医療制度改革の見直し

70～74歳の医療費の窓口負担が
1割に据え置き
(平成20年4月から
平成21年3月までの1年間)

平成18年の医療制度改革によって、平成20年4月から70～74歳の方の医療費の窓口負担は2割になることを、広報紙などでお伝えしてきました。しかし、このたび見直しが行われ、平成21年3月までは1割負担に据え置かれることになります。

ただし、すでに3割負担している方、後期高齢者医療の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

会計窓口



問い合わせ 保健医療課国保年金係
☎0824-73-1158

国民健康保険税の納期が10回から8回に

4月から65歳以上の方の国民健康保険税は、原則として年金から天引き（特別徴収）されます。対象となるのは、65歳以上の国民健康保険加入者のみで、世帯で、年額18万円以上の年金を受給している世帯主です。その他の人の納付方法は変わりません。

4月から65歳以上の方の国民健康保険税は、原則として年金から天引き（特別徴収）されます。対象となるのは、65歳以上の国民健康保険加入者のみで、世帯で、年額18万円以上の年金を受給している世帯主です。その他の人の納付方法は変わりません。

国民健康保険税の納期が10回から8回に

4月から65歳以上の方の国民健康保険税は、原則として年金から天引き（特別徴収）されます。対象となるのは、65歳以上の国民健康保険加入者のみで、世帯で、年額18万円以上の年金を受給している世帯主です。その他の人の納付方法は変わりません。

4月から65歳以上の方の国民健康保険税は、原則として年金から天引き（特別徴収）されます。対象となるのは、65歳以上の国民健康保険加入者のみで、世帯で、年額18万円以上の年金を受給している世帯主です。その他の人の納付方法は変わりません。